

(別添)

文書案 1 (約 100 文字)

東日本大震災の被災を受けた被保険者の方へ

7月1日からは、医療機関等の窓口で被保険者証の提示が必要になります。また、窓口負担の免除を受けるためには、一部の市町村を除いて、一部負担金等の免除証明書の提示が必要です。被保険者証や免除証明書の交付をまだ受けていない方は、お早めにご加入の医療保険にご相談下さい。

文書案 2 (約 200 文字)

東日本大震災の被災を受けた被保険者の方へ

7月1日からは、医療機関等の窓口で被保険者証の提示が必要になります。また、窓口負担の免除を受けるためには、一部の市町村を除いて、一部負担金等の免除証明書の提示が必要です。被保険者証や免除証明書の交付をまだ受けていない方は、お早めにご加入の医療保険にご相談下さい。

なお、窓口負担の免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、申請すれば支払った窓口負担の還付を受けることができます。

文書案 3 (約 500 文字)

東日本大震災の被災を受けた被保険者の方へ

7月1日からは、医療機関等の窓口で被保険者証の提示が必要になります。窓口負担の免除を受けるためには、一部の市町村を除いて、一部負担金等の免除証明書の提示が必要です。被保険者証や免除証明書の交付をまだ受けていない方は、お早めにご加入の医療保険にご相談下さい。

7月1日以降も免除証明書の提示が不要となるのは、岩手県宮古市・大船渡市・陸前高田市・大槌町・山田町、宮城県女川町・南三陸町、福島県広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯舘村・田村市・南相馬市にお住まいで、これらの地域の市町村国保又は後期高齢者医療制度にご加入の方です。これらの地域の方について、いつから免除証明書の提示が必要となるかは、お住まいの市町村にご照会下さい。

窓口負担の免除の対象となる方は、災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む）であり、以下のいずれかに該当する方です。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

なお、窓口負担の免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、申請すれば支払った窓口負担の還付を受けることができます。